

延岡市長
首藤 正治 様

平成28年度
政策提言書

1. 小・中学校の学習環境の整備促進
2. 指定避難所の地震対策

平成29年3月24日

延岡市議会
議長 上田 美利

1. 「小・中学校の学習環境の整備促進」について

平成25年6月に閣議決定された第二期教育振興基本計画では、「学力の基礎となる『自ら学び、考え、行動する力』などを確実に育てる」としたうえで、教育用コンピュータの整備目標が明示された。それによると「教育用コンピュータ1台あたりの児童生徒数3.6人」「電子黒板、実物投影機の整備、超高速インターネット接続率及び無線LAN整備率100%、校務用コンピュータは、教員1人1台の整備を目指すと共に、地方公共団体に対して、教育クラウドの導入やICT支援員・学校CIO（情報化の統括責任者）の配置を促す」としており、さらに、文部科学省の有識者会議では、小学校で平成32年度から実施が見込まれるプログラミング教育の円滑な実施のためにはICT環境の整備を必要としている。

また、新学習指導要領案では、「情報活用能力の育成を図るため、コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を活用するために必要な環境を整え、これらを適切に活用した学習活動の充実を図ることとし、各教科等の特質に応じて、児童がプログラミングを体験しながら、コンピュータに意図した処理を行わせるために必要な論理的思考力を身に付けるための学習活動を実施すること」となっており、これからの学習において

I C Tを活用できる環境を整備していくことが不可欠である。

I C Tを活用した教育は、国の実証実験校や先進地において、学力の向上が見られたとの報告があり、児童生徒や教師の I C T 活用による授業に対する意識向上がもたらした結果としている。

その一方で、教員の指導力不足や I C T 専門職等の不在により、授業の混乱や I C T 機器のシステムトラブルによる授業の遅延等といった課題もあり、指導者養成研修や実践的研修、校内研修への参加を積極的に促すことが必要である。

そのような中、本市の I C T 整備状況を見ると、児童生徒の教育用コンピュータは、1 台あたりの児童生徒数 1 2 . 9 人、電子黒板の普及率 3 %、普通教室の無線 L A N の整備率 1 7 % と教育用ツールが決定的に不足している。

したがって、プログラミング教育やアクティブラーニングの推進、学力の向上はもとより、これからの時代に求められる教育を実現していくためにも、I C T 環境の整備に早急な対応をなすべきであり、次の事項について特段の措置を講じていただくよう提言する。

記

(1) ICT教育環境整備の完了目標年限

小学校においては平成32年度、中学校においては平成33年度から新学習指導要領の全面実施が行われる予定であり、円滑にプログラミング教育を実施するため、平成31年度末までにICT教育環境の整備を図ること。

(2) ICT教育環境の整備

- ① 教育用コンピュータ1台当たりの児童生徒数が3.6人となるよう整備を図ること。
- ② 普通教室の無線LAN整備率が100%となるよう整備を図ること。
- ③ 普通教室の実物投影機、大型モニターまたは電子黒板の整備率が100%となるよう整備を図ること。

(3) 指導教員等の養成及び配置

- ① 宮崎県教育委員会の第二次宮崎県教育振興基本計画に基づき、ICTの整備状況に応じた指導教員を養成するために、研修等へ積極的に参加させること。
- ② ICT教育を円滑に実施するため、ICT支援員・学校CIOの配置を図ること。

２．指定避難所の地震対策について

本市においては、平成２６年３月に「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」に基づく、南海トラフ地震対策推進地域及び南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域の指定を受けており、また、国の地震調査研究推進本部では、今後３０年以内に南海トラフにおいてマグニチュード８～９クラスの地震が起こる確率は７０％程度といった報告がなされている。

そのような中、東日本大震災や熊本地震では、学校施設や公民館等が地域の避難所として、大きな役割を果たしてきたところである。その一方で、構造体の被害だけでなく、古い工法のものや経年劣化が原因による外壁や天井材の落下、窓ガラスの飛散といった非構造部材の損傷により、避難所自体が使用できず車やテント等で避難生活を余儀なくされたケースが多数あった。このようなことから、非構造部材の落下防止対策や老朽化対策の重要性が浮き彫りとなり、より実効性のある対策を推進する必要がある。

したがって、災害は、いつ、どこで起こるかわからず、災害発生時に避難する市民の安心・安全を担保する避難施設を整備することは、本市において不可欠であると考えます。よって、次の事項について特段の措置を講じていただくよう提言する。

記

(1) 耐震対策の実施

災害時の指定避難所として指定されている施設のうち、耐震診断がなされていない施設の耐震診断を実施し対策を図ること。

(2) 非構造部材の耐震化の推進

- ① 延岡市地域防災計画において指定し、市が管理する「災害発生時の指定避難所」のガラス飛散防止対策を推進すること。

また、市立小中学校の体育館においては、天井照明及びバスケットゴールの落下対策を図ること。

- ② 整備の推進にあたっては、整備指針を策定する等の措置を図り、全庁的な体制で行うこと。